

加入者情報標準化要領 新旧対照表 (2016/1/1)

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	1	変更及び削除	<p>1. はじめに</p> <p>株式等の振替制度においては、総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求その他の業務処理を円滑かつ効率的に行う必要があることから、機構は、あらかじめ口座管理機関から加入者の氏名又は名称及び住所その他の機構が定める事項（加入者情報）の提出を受け、機構において一元的かつ継続的にこれを名寄せ管理した上で、個々の業務処理に際して当該内容を発行者（株主名簿管理人）に通知することとしている。<u>（株式等振替制度に係る業務処理要領第1章第6節参照）。</u></p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>1. はじめに</p> <p>株式等の振替制度においては、総株主通知、個別株主通知又は会社による情報提供請求その他の業務処理を円滑かつ効率的に行う必要があることから、機構は、あらかじめ口座管理機関から加入者の氏名又は名称及び住所その他の機構が定める事項（加入者情報）の提出を受け、機構において一元的かつ継続的にこれを名寄せ管理した上で、個々の業務処理に際して当該内容を会社（株主名簿管理人）に通知することとしている。</p> <p>（略）</p> <p><u>なお、本要領において使用される用語は、既に公表されている、「株券等の電子化に係る制度要綱」、「株式等振替システム システム概説書」及び株券電子化に係る各種の「接続仕様書」と同一の意味を持つものとする。口座管理機関は、本要領の利用にあたって、上記の各種ドキュメントその他の機構が提供する資料を随時参照しなければならない。</u></p> <p><u>また、本要領に記載している各法律の条文の内容等は、本要領の公表日時点のものである。</u></p>	1
2	2	変更	<p>（注） 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）の適用が除外される特別口座の加入者である場合には、これらの項目についても、<u>発行者</u>から提出された口座開設の申請書類等における表記にしたがって、機構に対する加入者情報の通知を行うものとする。</p>	<p>（注） 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）の適用が除外される特別口座の加入者である場合には、これらの項目についても、<u>会社</u>から提出された口座開設の申請書類等における表記にしたがって、機構に対する加入者情報の通知を行うものとする。</p>	2. (1) (注)

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
3	2	変更	<p>(2) 振替制度内字への置換え 口座管理機関は、前(1)にかかわらず、加入者から提示又は届出等を受けた本人確認書類又は口座開設の申請書類等の文字情報のうちに、振替制度外字が含まれるときは、加入者からの同意を得て、当該振替制度外字を振替制度内字(注)に置き換えて、機構に対する加入者情報の通知を行わなければならない。また、振替制度内字の漢字に置き換えられない場合であって、機構が別に定めをおくときは、それにしたがわなければならない。</p> <p>(注) 振替制度内字となる文字集合は「JIS X 0208」に該当する文字(字形は「JIS X 0213」において定められているものを使用する。)に、「JIS X 0208」に含まれない人名用漢字(107文字)及びローマ数字(20文字(I~X、i~x))を加えたものとする。</p>	<p>(2) 振替制度内字への置換え 口座管理機関は、前(1)にかかわらず、加入者から提示又は届出等を受けた本人確認書類又は口座開設の申請書類等の文字情報のうちに、振替制度外字が含まれるときは、加入者からの同意を得て、当該振替制度外字を振替制度内字(注)に置き換えて、機構に対する加入者情報の通知を行わなければならない(口座管理機関は、振替制度外字の置換えに際して、「振替制度外字の置換指針」を参考にすることができる。)。また、振替制度内字の漢字に置き換えられない場合であって、機構が別に定めをおくときは、それにしたがわなければならない。</p> <p>(注) 振替制度内字となる文字集合は「JIS X 0213:2004」とする。ただし、経過措置として、当分の間は、「JIS X 0208:1997」に該当する文字に、「JIS X 0208:1997」に含まれない人名用漢字(107文字)及びローマ数字(20文字(I~X、i~x))を加えたものを振替制度内字として利用する(これらに含まれる文字の字形については「JIS X 0213:2004」において定められているものとする。)</p>	2 (2)
4	4	変更	<p>(注5) 後述する4. 加入者情報の標準化項目における「標準化要領」欄に、「入力なし」又は「届出を受けているとき」の文言が含まれていないときは、原則として、すべての「加入者情報の標準化項目」について必ず加入者からの届出を受け、当該届出内容を該当項目に入力しなければならない。ただし、以下の場合を除く。</p>	<p>(注5) 後述する4. 加入者情報の標準化項目における「標準化要領」欄に、「入力なし」及び「届出を受けているとき」の文言が含まれていないときは、原則として、すべての「加入者情報の標準化項目」について必ず加入者からの届出を受け、当該届出内容を該当項目に入力しなければならない。(ただし、以下の場合を除く。)</p>	3. (1) (注5)

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
5	5	変更及び削除	<p>a Unicode を使用する項目</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p><u>(c) (削除)</u></p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) (略)</p> <p>(e) (略)</p> <p>(f) (略)</p>	<p>a Unicode を使用する項目</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p><u>(c) 本要領中の「桁数(文字数)」の記載は、経過措置として利用される振替制度内字の範囲で文字情報を表記した場合の取扱いを示したものであるので留意する。なお、「JIS X 0213:2004」に完全移行したときは、サロゲートペア(16ビットUnicodeにおける未定義領域を利用する方法)等の利用により「桁数(文字数)」の取扱いが異なるものとなる可能性がある。</u></p> <p>(d) (略)</p> <p>(e) (略)</p> <p>(f) (略)</p> <p>(g) (略)</p>	3. (2) a.
6	7	削除	—	(注) 表中の画面の名称は、「接続仕様書」2.0版CD-R(平成21年3月配布)中の「付1.口座振替端末デモ画面」の content に基づいて記載している。	3. (3) (注)
7	8	変更	(注3) 内国法人であって、発行者からの間接外国人に係る通知によらず、各業法に定める間接外国人と判定できた者及び間接外国人でなくなったと判定できた者(ただし、発行者における判定結果と同一であるときを除く。)については、機構が定める「加入者情報通知書(間接外国人)」を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知する。	(注3) 内国法人であって、発行会社からの間接外国人に係る通知によらず、各業法に定める間接外国人と判定できた者及び間接外国人でなくなったと判定できた者(ただし、発行会社における判定結果と同一であるときを除く。)については、機構が定める「加入者情報通知書(間接外国人)」 <u>(書面)</u> により、機構に対する通知を行う。	4. (1) (注3)

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所					
8	10	変更	<p>(2) 特別口座区分</p> <table border="1"> <tr> <td>標準化要領</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発行者</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当しないときは、【特別口座以外】に区分する。 ・ <u>発行者</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当するときは、【特別口座】に区分する。(注) </td> </tr> </table>	標準化要領	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発行者</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当しないときは、【特別口座以外】に区分する。 ・ <u>発行者</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当するときは、【特別口座】に区分する。(注) 	<p>(2) 特別口座区分</p> <table border="1"> <tr> <td>標準化要領</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>会社</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当しないときは、【特別口座以外】に区分する。 ・ <u>会社</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当するときは、【特別口座】に区分する。(注) </td> </tr> </table>	標準化要領	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>会社</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当しないときは、【特別口座以外】に区分する。 ・ <u>会社</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当するときは、【特別口座】に区分する。(注) 	4. (2)	
標準化要領										
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発行者</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当しないときは、【特別口座以外】に区分する。 ・ <u>発行者</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当するときは、【特別口座】に区分する。(注) 										
標準化要領										
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>会社</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当しないときは、【特別口座以外】に区分する。 ・ <u>会社</u>からの申出に基づいて開設された特別口座に該当するときは、【特別口座】に区分する。(注) 										
9	16	変更 及び 削除	<p>(6) 氏名又は名称・桁あふれ区分</p> <table border="1"> <tr> <td>標準化要領</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「氏名又は名称」又は「住所」がスペースを含めて機構の定める上限を超えるとき（「氏名又は名称」は120文字、「住所」は居住者について125文字、非居住者について150文字を超えるとき）は、【あふれ有り】に区分する。(注1)(注2) ・ <u>上記以外の場合は、【あふれ無し】に区分する。</u> </td> </tr> </table> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 口座管理機関は、「氏名又は名称・桁あふれ区分」を【あふれ有り】とする加入者情報を機構に通知した場合又は既に機構に通知した当該加入者情報の変更を機構に通知した場合は、直ちに、機構が定める「加入者情報通知書(氏名・名称・住所)」(ただし、加入者の区分が「共有」であるときは、桁あふれの有無に関係なく、当該通知書に替えて「加入者情報通知書(共有者情報)」を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等画面」により、機構に対して通知しなければならない(当該通知書には、機構の定める上限を超えた項目について、加入者の「氏名又は名称」又は「住所」の全部を記載する。)</p> <p>(注3) (削除)</p> <p>(注4) (削除)</p> <p>【参考】(削除)</p>	標準化要領	(削除)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「氏名又は名称」又は「住所」がスペースを含めて機構の定める上限を超えるとき（「氏名又は名称」は120文字、「住所」は居住者について125文字、非居住者について150文字を超えるとき）は、【あふれ有り】に区分する。(注1)(注2) ・ <u>上記以外の場合は、【あふれ無し】に区分する。</u> 	<p>(6) 氏名又は名称・桁あふれ区分</p> <table border="1"> <tr> <td>標準化要領</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「氏名又は名称」及び「住所」がスペースを含めて機構の定める上限以内であるとき（「氏名又は名称」は120文字、「住所」は居住者について125文字、非居住者について150文字以内であるとき）は、【あふれ無し】に区分する。(注1)(注3)(注4) ・ 「氏名又は名称」又は「住所」がスペースを含めて機構の定める上限を超えるとき（「氏名又は名称」は120文字、「住所」は居住者について125文字、非居住者について150文字を超えるとき）は、【あふれ有り】に区分する。(注2)(注3)(注4) </td> </tr> </table> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 口座管理機関は、「氏名又は名称・桁あふれ区分」を【あふれ有り】とする加入者情報を機構に通知したとき(ただし、「住所」における桁あふれが生じたことにより【あふれ有り】とした場合を除く。)は、直ちに、機構が定める「加入者情報通知書(氏名・名称)」(書面)(ただし、加入者の区分が「共有」であるときは、桁あふれの有無に関係なく、当該書面に替えて「加入者情報通知書(共有者情報)」(書面)を機構に対して提出しなければならない(当該書面には、「氏名又は名称」のうち120文字を超えた部分のみではなく、加入者の「氏名又は名称」の全部を記載する。)</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(注4) (略)</p> <p>【参考】(略)</p>	標準化要領	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「氏名又は名称」及び「住所」がスペースを含めて機構の定める上限以内であるとき（「氏名又は名称」は120文字、「住所」は居住者について125文字、非居住者について150文字以内であるとき）は、【あふれ無し】に区分する。(注1)(注3)(注4) ・ 「氏名又は名称」又は「住所」がスペースを含めて機構の定める上限を超えるとき（「氏名又は名称」は120文字、「住所」は居住者について125文字、非居住者について150文字を超えるとき）は、【あふれ有り】に区分する。(注2)(注3)(注4) 	4. (6)
標準化要領										
(削除)										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「氏名又は名称」又は「住所」がスペースを含めて機構の定める上限を超えるとき（「氏名又は名称」は120文字、「住所」は居住者について125文字、非居住者について150文字を超えるとき）は、【あふれ有り】に区分する。(注1)(注2) ・ <u>上記以外の場合は、【あふれ無し】に区分する。</u> 										
標準化要領										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「氏名又は名称」及び「住所」がスペースを含めて機構の定める上限以内であるとき（「氏名又は名称」は120文字、「住所」は居住者について125文字、非居住者について150文字以内であるとき）は、【あふれ無し】に区分する。(注1)(注3)(注4) ・ 「氏名又は名称」又は「住所」がスペースを含めて機構の定める上限を超えるとき（「氏名又は名称」は120文字、「住所」は居住者について125文字、非居住者について150文字を超えるとき）は、【あふれ有り】に区分する。(注2)(注3)(注4) 										

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所					
10	17	変更及び削除	<p>(7) カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分</p> <table border="1"> <tr> <td>標準化要領</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「カナ氏名又はカナ名称」がスペースを含めて120文字を超えるときは、【あふれ有り】に区分する。(注1)(注2) 上記以外の場合は、【あふれ無し】に区分する。 </td> </tr> </table> <p>(注1) (略) (注2) 口座管理機関は、「カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分」を【あふれ有り】とする加入者情報を機構に通知した場合は既に機構に通知した当該加入者情報の変更を機構に通知した場合は、直ちに、機構が定める「加入者情報通知書(氏名・名称・住所)」(ただし、加入者の区分が「共有」であるときは、桁あふれの有無に関係なく、当該通知書に替えて「加入者情報通知書(共有者情報)」を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知しなければならない(当該通知書には、機構の定める上限を超えた項目について、加入者の「カナ氏名又はカナ名称」の全部を記載する。)</p>	標準化要領	(削除)	<ul style="list-style-type: none"> 「カナ氏名又はカナ名称」がスペースを含めて120文字を超えるときは、【あふれ有り】に区分する。(注1)(注2) 上記以外の場合は、【あふれ無し】に区分する。 	<p>(7) カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分</p> <table border="1"> <tr> <td>標準化要領</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「カナ氏名又はカナ名称」がスペースを含めて120文字以内であるときは、【あふれ無し】に区分する。(注1) 「カナ氏名又はカナ名称」がスペースを含めて120文字を超えるときは、【あふれ有り】に区分する。(注2) </td> </tr> </table> <p>(注1) (略) (注2) 口座管理機関は、「カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分」を【あふれ有り】とする加入者情報を機構に通知したときは、直ちに、機構が定める「加入者情報通知書(氏名・名称)」(書面)(ただし、加入者の区分が「共有」であるときは、桁あふれの有無に関係なく、当該書面に替えて「加入者情報通知書(共有者情報)」(書面)を機構に対して提出しなければならない(当該書面には、「カナ氏名又はカナ名称」のうち120文字を超えた部分のみではなく、加入者の「カナ氏名又はカナ名称」の全部を記載する。)</p>	標準化要領	<ul style="list-style-type: none"> 「カナ氏名又はカナ名称」がスペースを含めて120文字以内であるときは、【あふれ無し】に区分する。(注1) 「カナ氏名又はカナ名称」がスペースを含めて120文字を超えるときは、【あふれ有り】に区分する。(注2) 	4. (7)
標準化要領										
(削除)										
<ul style="list-style-type: none"> 「カナ氏名又はカナ名称」がスペースを含めて120文字を超えるときは、【あふれ有り】に区分する。(注1)(注2) 上記以外の場合は、【あふれ無し】に区分する。 										
標準化要領										
<ul style="list-style-type: none"> 「カナ氏名又はカナ名称」がスペースを含めて120文字以内であるときは、【あふれ無し】に区分する。(注1) 「カナ氏名又はカナ名称」がスペースを含めて120文字を超えるときは、【あふれ有り】に区分する。(注2) 										
11	21	変更	<p>(注5) 加入者が3.(1)の加入者の区分のうち、「共有」に該当する場合は、共有者全員の住所を記載した「加入者情報通知書(共有者情報)」を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により機構に対して通知する。</p>	<p>(注5) 加入者が3.(1)の加入者の区分のうち、「共有」に該当する場合は、共有者全員の住所は、「加入者情報通知書(共有者情報)」(書面)により機構に通知する。</p>	4. (10) (注5)					
12	27	変更及び追加	<p>(15) 登録配当金受領口座金融機関預金口座コード</p> <table border="1"> <tr> <td>標準化要領</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関等コード(4桁)、店舗コード(3桁)、預金種目(1桁)、口座番号(7桁)を入力する。(注1、2、3) </td> </tr> </table> <p>(注1) (略) (注2) (略) (注3) 登録配当金受領口座としてゆうちょ銀行口座を指定するこ</p>	標準化要領	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等コード(4桁)、店舗コード(3桁)、預金種目(1桁)、口座番号(7桁)を入力する。(注1、2、3) 	<p>(15) 登録配当金受領口座金融機関預金口座コード</p> <table border="1"> <tr> <td>標準化要領</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関等コード(4桁)、店舗コード(3桁)、預金種目(1桁)、口座番号(7桁)を入力する。(注1、2) </td> </tr> </table> <p>(注1) (略) (注2) (略)</p>	標準化要領	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等コード(4桁)、店舗コード(3桁)、預金種目(1桁)、口座番号(7桁)を入力する。(注1、2) 	4. (15)	
標準化要領										
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等コード(4桁)、店舗コード(3桁)、預金種目(1桁)、口座番号(7桁)を入力する。(注1、2、3) 										
標準化要領										
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等コード(4桁)、店舗コード(3桁)、預金種目(1桁)、口座番号(7桁)を入力する。(注1、2) 										

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所				
			<u>とはできない。</u>	(新設)					
13	30	変更	<p>(18) 登録配当金受領口座の口座名義人カナ氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>標準化要領</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 登録配当金受領口座として指定する金融機関預金口座の口座名義人のカナ氏名を入力する。 接続仕様書上の「桁数（文字数）」にかかわらず、原則として、30文字以内とする。 </td> </tr> </table>	標準化要領	<ul style="list-style-type: none"> 登録配当金受領口座として指定する金融機関預金口座の口座名義人のカナ氏名を入力する。 接続仕様書上の「桁数（文字数）」にかかわらず、原則として、30文字以内とする。 	<p>(18) 登録配当金受領口座の口座名義人カナ氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>標準化要領</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 登録配当金受領口座として会社に届け出る口座名義人カナ氏名を入力する。 接続仕様書上の「桁数（文字数）」にかかわらず、原則として、30文字以内とする。 </td> </tr> </table>	標準化要領	<ul style="list-style-type: none"> 登録配当金受領口座として会社に届け出る口座名義人カナ氏名を入力する。 接続仕様書上の「桁数（文字数）」にかかわらず、原則として、30文字以内とする。 	4. (18)
標準化要領									
<ul style="list-style-type: none"> 登録配当金受領口座として指定する金融機関預金口座の口座名義人のカナ氏名を入力する。 接続仕様書上の「桁数（文字数）」にかかわらず、原則として、30文字以内とする。 									
標準化要領									
<ul style="list-style-type: none"> 登録配当金受領口座として会社に届け出る口座名義人カナ氏名を入力する。 接続仕様書上の「桁数（文字数）」にかかわらず、原則として、30文字以内とする。 									

以上